

楽しく学べる 仕事がわかる!

平成21年11月1日発行（毎月2回1日・15日発行）  
第43巻 第21号 通巻760号  
昭和42年5月6日第3種郵便物認可

11.01  
2009

# バンクビジネス

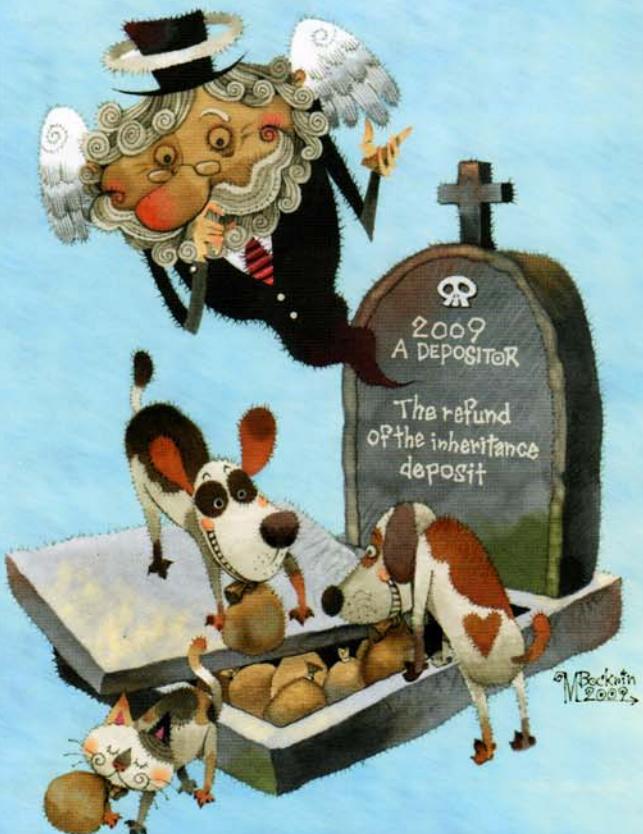
特別企画

売上債権保証サービスの  
仕組みとアドバイス

特集

初めて学ぶ  
預相続の基本と  
金払戻し実務

連載  
ケースで学ぶ  
預かり資産の提案ノウハウ  
アドバイスにつなげる  
決算書の見方・読み方



## Q&amp;A

# 相続の基本的な仕組みを理解しよう！



落合会計事務所 古井 洋平

まずは、相続とは何で、財産や債務とは何か、だれが相続人になるのかといった相続の基本知識について解説します。相続預金を払い戻すにあたっては、これらの知識が欠かせません。しっかり理解しておきましょう。

人が亡くなると、お通夜やお葬式をして、お墓に遺骨を移しますが、それまでの手続きが終わるわけではありません。この後、相続が待っているのです。人が亡くなると、その亡くなつた人の財産や債務は、だれの物になるのでしょうか。「亡くなつた人が所有していた財産や債務をだ

言葉を聞いてイメージすることは、おそらく「人が亡くなる」ということでしょう。民法でも「相続は死亡によって開始する」とあり、生きているうちに關係ありません。

**人の財産や債務を扱うことで相続とは深い関係にある**  
金融機関と、どんな関係があるのかを考えてみましょう。あなたの金融機関に「預金と借入金」のあるAさんが亡くなつたとします。この預金と借入金は、それぞれ相

A

皆さん、「相続」という言葉を聞いてイメージすることは、おそらく「人が亡くなる」ということでしょう。民法でも「相続は死亡によって開始する」とあり、生きているうちに關係ありません。

相続の財産や債務になる代表的なものとしては、図表1のようなものがあります。

図表1 相続における主な財産と債務

財 産	土地	借地権	建物
	預貯金	現金	株式
債 務	保険金(※)	死亡退職金(※)	など
	借入金		
	未払い税金	未払い医療費	など

※相続税を計算するうえでの財産

Q1

**相続って何？  
財産や債務って何のこと？**



統の財産と債務にあたるため、これを引き継ぐための手続きを行います。

手続きに関しては、Q4で詳しく説明しますが、金融機関では預金や各種証券などの「財産」、または、借入金などの「債務」を扱っているわけですから、相続が起きたら必ず相談を受けることがあります。相続と金融機関には、深い関係があるのであります。

人」の関係をしっかりと覚えてください。

場合には「妻と夫の兄弟姉妹」が相続人になります(図表2)。

夫の弟、夫の妹の計5人

### 第1順位の子供として扱う

では、どのような人が相続人となるのでしょうか。相続人になれる人や、相続人になる順位は民法で定められています。

例えば、夫が亡くなった場合、「妻」は必ず相続人になります。

さらに子供がいる場合には「妻と子供」。子供がない場合には「妻と夫の親」。子供も親もない

ここで、次の2ケースの遺族がいる場合、だれが相続人になるのかを考えてみましょう(亡くなつたのは夫とする)。

ケース①：妻、長男、長女、夫の母、夫の兄の計5人  
ケース②：妻、夫の母、夫の兄、

ケース②は、妻はいますが、子供がいません。夫の親はいますが、第2順位の「妻と夫の親」が相続人になるので、妻と夫の母の計2人が相続人となります。

## だれが相続人になるの？ 順位って何？

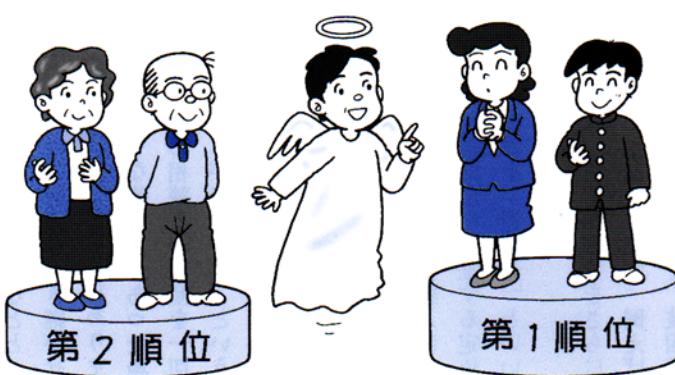


Q2

A  
相続では、亡くなつた人を「被相続人」といい、亡くなつた人の財産や債務を引き継ぐ人を「相続人」といいます。までは、この「被相続人」と「相続

図表2 相続人と相続順位(夫が被相続人の場合)

第1順位	・妻+子供 夫(死亡) 妻 長男 次男 長女 相続人⇒妻・長男・次男・長女の計4人
第2順位	・妻+夫の親 父 母 夫(死亡) 妻 相続人⇒妻・父・母の計3人
第3順位	・妻+夫の兄弟姉妹 (既に死亡) 母 (既に死亡) 兄 姉 夫(死亡) 妻 相続人⇒妻・兄・姉の計3人



Q3

## 財産や債務は どうやって 分けるの？



A

だれが相続人になるかが

分かったら、この相続人全員で、財産と債務を分割することになります。

分割の仕方ですが、「遺産分割協議」で決めます。遺産分割協議とは、簡単にいえば、相続人全員で話し合って財産を分けることです。また、民法には財産や債務を相続する割合が定められており、この割合を「法定相続分」といいます。

法定相続分は、例えば相続人が妻と子供1人の場合は、妻が2分の1、子供が2分の1、妻と子供2人の場合は、妻が2分の1、子供が2分の1、妻と子供3人の場合は、妻が2分の1、子供が2分の1、妻と孫が2分の1など、妻が優先され、これに従つて財産を分けることになります。よって遺言書がある場合、遺産分割協議は必要ありません。ただし、相続人全員の同意があれば、遺言書によ

子供がそれぞれ4分の1となります。相続人の構成が変わると、法定相続分も図表3のように変わります。遺産分割協議で分割案を話し合う中で、もめることや、話が進まなくなることもあるでしょう。そういう場合には、法定相続分を分割の目安にするのも1つの考え方です。

**相続人全員の同意があれば  
遺言によらず分割も可能**

また、被相続人が、「遺言書」を残している場合もあります。

遺言とは「自分が死んだら、自家の土地と建物は長男に与える」といったように、人がその人の死後に効力を生じさせるために、民法の定めに従つて行う意思表示のことをいいます。この意思表示を書面にしたものが遺言書です。

遺言書がある場合には、遺言書

によって分割をしてもかまいません。

つまり、財産や債務を引き継ぐためには「遺産分割協議」か「遺言書」の、どちらかが必要ということです。

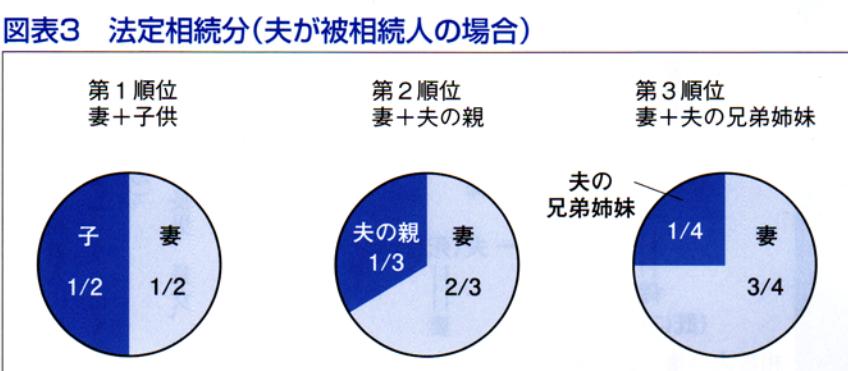
しかし遺言書には、「自分の財

産をすべて妻に与える」などと、特定の人だけに財産を引き継がせると書かれていることがあります。

このような遺言書があつた場合でも、他の相続人が財産を一切受け取ることができない、ということではありません。

**遺留分により一定割合の  
相続財産が保証されている**

民法には、すべての相続人に一定割合の相続財産を保証する定めがあり、これを「遺留分」といいます。



遺留分は、法定相続分をさらに2分の1にしたもので、被相続人が妻と子供2人で、被相続人である夫が「財産を全て妻に与える」と遺言書を残しても、子供2人にもそれぞれ「法定相続分4分の1×2分の1」の8分の1ずつを「遺留分」としてもらえる権利があります。

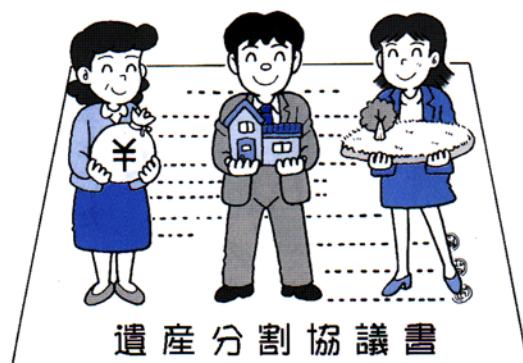
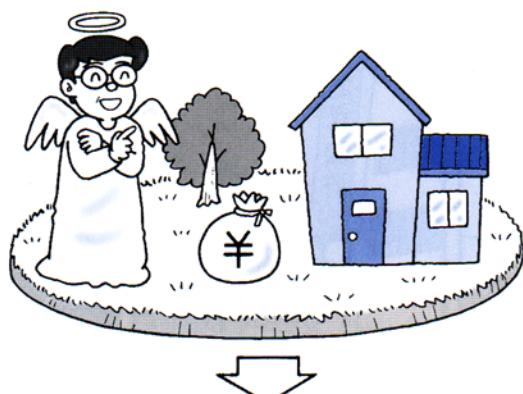
前述したように、相続人の相続分について侵害があった場合には、遺留分の権利行使することができます。また、ここまで引き継ぐこと

だけを話してきましたが、相続を「放棄」することもできます。相続を放棄するには、「相続を知った日から3ヶ月以内」に家庭裁判所で所定の手続きをしなければならないことに注意してください。

## Q4 財産を引き継ぐには どんな手続きが必要なの?



A 相続人が、財産や債務を引き継ぐために、まず初めにすることは、「被相続人の財産と債務の洗い出し」です。これはとても重要で、被相続人が残した財産と債務を1つ1つ確認し、その価値がどのくらいあるのかが分からなければ、分割の相談をすることができます。



被相続人の財産と債務をすべて確認できたら、次に「遺産分割協議」を行います。遺産分割協議とは、「相続人の全員で、どの財産をだれが引き継ぐかということを話し合い、書面にまとめて署名と押印をする」とです。ハンコは印鑑証明書に登録されている「実印」を使います。

でき上がった書類を「遺産分割協議書」といいます。遺産分割協議書ができ上がったら、この協議書に従って、被相続人の財産を相続人の名義に変更し

被相続人が生ままで戸籍が必要

それでは、被相続人の財産に、皆さんの金融機関の預金が含まれていた場合、預金を引き継いだ相続人から名義変更等を依頼されたときに必要な書類もまとめておきましょう。

まずは、遺産分割協議書です。

遺産分割協議書には実印での押印が必要ですから、押印してある印が印鑑登録された実印かどうか、「印鑑証明書」で照合することも忘れてはいけません。

併せて、被相続人と相続人の關係を調べるために、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本が必要になります。戸籍謄本には、亡くなつたことを証明する除籍謄本や、現在の形式になる前の古い形式の改製原戸籍などがあります。23ページ以降の解説をよく読み、しっかりと覚えておきましょう。

また、相続による名義変更の際には、「遺産分割協議書・印鑑証明書・戸籍謄本」が必須ですが、金融機関によって必要な書類は様々です。自分の金融機関では何が必要なのか、必ず確認をしておきましょう。

最後になりますが、相続が起きると相続税という税金がかかることがあります。財産や債務の金額によつては、相続税がかかるおそれがあるということも、併せて話せるとさらによいでしょう。